

水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国、地方公共団体又は日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催し、共催し、又は後援する全国大会、関東大会その他市長が適当と認める大会（以下「各種大会」という。）に参加する水戸市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「市立学校」という。）の児童又は生徒（以下「市立学校児童生徒」という。）の保護者の費用負担軽減を図るため、予算の範囲内において、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各種大会に出場する市立学校児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、各種大会に出場するための交通費（貸切りによるバスを使用する場合にあっては、駐車場使用料を含む。）、宿泊費（各種大会に出場するために市長が必要と認める宿泊に係るものに限る。）及び器材運搬費で当該市立学校児童生徒に係るもののうち、市長が適当と認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額（他の補助又は寄付を受けた場合にあっては、当該補助対象経費の額から当該補助又は寄付のうち当該補助対象経費に充てた額を控除した額）を合計した額とする。

- (1) 交通費 最も経済的な経路及び方法等を勘案して市長が定める額
- (2) 宿泊費 宿泊費の額。ただし、1人につき1泊6,000円を限度とする。
- (3) 器材運搬費 器材運搬費の額のうち市長が適当と認める額

(交付手続の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市立学校の学校長を受任者として定め、補助金の交付の申請、変更等の承認の申請、申請に係る決定通知書の受理、実績報告及び補助金の請求の手続に関する事務を、委任状（様式第1号）により当該学校長に委任するものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者から委任を受けた学校長は、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金交付申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる内容を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 出場計画書
- (3) 予算書
- (4) 出場者名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を認めるときは、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金交付決

定通知書（様式第3号）により学校長に通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第8条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金変更等承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 各種大会の出場に係る内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更（20パーセントを超えない範囲内の変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 各種大会への出場を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金変更等承認通知書（様式第5号）により学校長に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 学校長は、各種大会の終了後、遅滞なく、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告があった場合は、その内容等を調査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金額確定通知書（様式第7号）により学校長に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を各種大会の終了後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第12条 学校長は、補助金の交付を請求するときは、水戸市立学校児童生徒各種大会参加補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類等の保存）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

（補則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。